

福岡県条例に基づく特定施設(騒音に係るもの)

施設名	
イ.金属加工機械	
	(1)圧延機械
	(2)ベンディングマシン(ロール式のものに限る)
	(3)せん断機(原動機を用いるものに限る)
	(4)ブラスト
	(5)高速切断機及びプラズマ切断機
	(6)研磨機(工具用及び板金作業場で使用するものを除く)(亜鉛版研磨機以外は2台以上)
ロ.クーリングタワー(3.75kw以上)	
ハ.ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る)	
ニ.ロータリーキルン	
ホ.重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上)	
ヘ.電気炉(変圧器の定格容量が1000kVA以上のもの)	